

第71期

計 算 書 類

自 2022 年 4 月 1 日
至 2023 年 3 月 31 日

株式会社 **NHKアート**

貸借対照表

〔2023年3月31日現在〕

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7,748,906	流動負債	2,427,796
現金及び預金	4,837,019	買掛金	1,398,277
売掛金	2,788,201	リース債務	11,601
材料及び貯蔵品	3,918	未払金	17,992
仕掛品	75,142	未払費用	598,072
前払費用	18,658	未払法人税等	71,431
その他	25,965	未払事業所税	7,487
		未払消費税	87,825
固定資産	1,347,752	前受金	2,101
有形固定資産	289,701	預り金	25,240
建物	30,229	賞与引当金	207,767
建物附属設備	54,407		
機械	0	固定負債	1,291,899
器具備品	53,203	リース債務	5,117
土地	137,523	退職給付引当金	1,286,782
リース資産	14,337		
		負債合計	3,719,696
無形固定資産	63,736	(純資産の部)	
電話加入権	7,848	株主資本	5,376,962
ソフトウェア	55,888	資本金	200,000
投資その他の資産	994,314	利益剰余金	6,042,252
投資有価証券	24,942	利益準備金	50,000
差入保証金	32,213	その他利益剰余金	5,992,252
保険積立金	399,910	事業維持積立金	3,547,000
繰延税金資産	530,419	4K・8K設備整備積立金	149,000
その他	14,928	繰越利益剰余金	2,296,252
貸倒引当金	△ 8,100		
		自己株式	△ 865,290
		純資産合計	5,376,962
資産合計	9,096,658	負債・純資産合計	9,096,658

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

〔 自 2022年 4月 1日
至 2023年 3月 31日 〕

(単位:千円)

科 目	金 額	額
売 上 高		16,425,737
売 上 原 価		14,712,067
売 上 総 利 益		1,713,669
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		926,277
営 業 利 益		787,391
営 業 外 収 益		
受 取 配 当 金	67,392	
不 動 産 賃 貸 料	15,624	
そ の 他	15,769	98,785
営 業 外 費 用		
固 定 資 産 除 却 損	236	
雑 損	95	332
経 常 利 益		885,845
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	632,249	632,249
税 引 前 当 期 純 利 益		1,518,095
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	282,819	
法 人 税 等 調 整 額	△ 29,556	253,263
当 期 純 利 益		1,264,831

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

〔 自 2022年 4月 1日
至 2023年 3月 31日 〕

(単位:千円)

	株主資本								純資産合計
	資本金	利益剰余金					自己株式	株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計			
			事業維持積立金	4K・8K設備整備積立金	繰越利益剰余金				
当 期 首 残 高	200,000	50,000	3,695,000	180,000	1,232,486	5,157,486	△ 81,124	5,276,362	5,276,362
当 期 変 動 額									
事業維持積立金の取崩	-	-	△ 148,000	-	148,000	-	-	-	-
4K・8K設備整備積立金の取崩	-	-	-	△ 31,000	31,000	-	-	-	-
剰余金の配当	-	-	-	-	△ 380,065	△ 380,065	-	△ 380,065	△ 380,065
当 期 純 利 益	-	-	-	-	1,264,831	1,264,831	-	1,264,831	1,264,831
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	△ 784,166	△ 784,166	△ 784,166
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△ 148,000	△ 31,000	1,063,766	884,766	△ 784,166	100,599	100,599
当 期 末 残 高	200,000	50,000	3,547,000	149,000	2,296,252	6,042,252	△ 865,290	5,376,962	5,376,962

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

〔 自 2022年 4月 1日
至 2023年 3月 31日 〕

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

- a. 関連会社株式 …… 移動平均法による原価法
- b. その他有価証券(市場価格のない株式等以外のもの) …… 移動平均法による時価法
- c. その他有価証券(市場価格のない株式等) …… 移動平均法による原価法

② たな卸資産

- a. 材料 …… 先入先出法による原価法
(収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定)
- b. 貯蔵品 …… 先入先出法による原価法
(収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定)
- c. 仕掛品 …… 個別法による原価法
(収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

…… 定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備については定額法)

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

- 建物及び建物附属設備 …… 3～30年
- 機械及び器具備品 …… 3～15年

② 無形固定資産

…… 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格をゼロとする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を計上するほか、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

(4) 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社は、顧客との契約について、下記の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

- ステップ1:顧客との契約を識別する。
- ステップ2:契約における履行義務を識別する。
- ステップ3:取引価格を算定する。
- ステップ4:取引価格を契約における各履行義務に配分する。
- ステップ5:履行義務を充足した時点で(または充足するに応じて)収益を認識する。

当社における主たる履行義務は、以下のとおりです。

①放送番組に係る美術制作業務

当社は、日本放送協会等より、主に放送番組に係る美術制作業務を受託しております。
放送番組に係る美術制作業務について、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

②展示・催事に係る業務

当社は、展示・催事の企画・制作・運営業務等を顧客に提供しております。
展示・催事に係る業務について、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

③ホールの設備操作・運用業務

当社は、ホールの舞台機構・音響・照明等の操作・運用業務を顧客に提供しております。
ホールの設備操作・運用業務について、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

【収益認識に関する注記】

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 収益及び費用の計上基準」に同様の内容を記載しているため、注記を省略しています。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	787,056 千円
(2) 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	1,961,348 千円
短期金銭債務	16,449 千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
売上高	11,507,434 千円
販売費及び一般管理費	16,909 千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 事業年度の末日における発行済株式の種類及び数			
発行株式数	普通株式	387,500 株	(自己株式42,400株を含む)

(2) 事業年度の末日における自己株式の数は以下のとおりであります。

株式の種類	普通株式
当期首株式数	4,000 株
当期増加株式数	38,400 株
当期減少株式数	-
当期末株式数	42,400 株

(注) 自己株式の増加は、会社法第156条、第160条による取得38,400株によるものであります。

(3) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

①金銭の配当

決議	株式の種類	配当の原資	配当財産の総額	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
2022年6月27日 定期株主総会	普通株式	利益剰余金	316,004 千円	824円0銭	2022年3月31日	2022年6月27日

②金銭以外の配当

決議	株式の種類	配当財産の種類	配当財産の総額	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
2023年3月1日 臨時株主総会	普通株式	有価証券	64,061 千円	185円63銭	2023年3月1日	2023年3月1日

(注)当社が保有する株式会社NHKメディアホールディングスの普通株式32,351株を現物配当するものであります。

(4) 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

①金銭の配当

決議	株式の種類	配当の原資	配当財産の総額	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
2023年6月27日 定期株主総会	普通株式	利益剰余金	825,582 千円	2,392円29銭	2023年3月31日	2023年6月27日

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	394,012 千円
賞与引当金	91,310 千円
未払事業税	13,870 千円
資産除去債務	16,452 千円
未払社会保険料	12,415 千円
その他	15,972 千円
繰延税金資産小計	544,034 千円
評価性引当額	△ 13,615 千円
繰延税金資産合計	530,419 千円

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

(単位:千円)

	貸借対照表計上額(*1)	時価 (*1)	差額
① 現金及び預金	4,837,019	4,837,019	-
② 売掛金	2,788,201	2,788,201	-
③ 買掛金	(1,398,277)	(1,398,277)	-
④ 未払費用	(598,072)	(598,072)	-

・負債に計上されているものについては、()で示しております。……………(*1)

・非上場株式(貸借対照表計上額24,942千円)は、市場価格のない株式等であるため、上記の表には含めておりません。

(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

① 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

② 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③ 買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

④ 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

7. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、東京都において、賃貸用の土地を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位:千円)

貸借対照表計上額	時価
50,860	516,225

(注) 当期末の時価は、主に「企業会計基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 取引の内容

属性	会社等の名称又は氏名	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の親会社	日本放送協会	(被所有)直接0% 間接100%	美術制作等	美術セット製作等 (※1)	11,504,063	売掛金	1,957,718
親会社の子会社	㈱NHKエンタープライズ	-	美術制作等	美術セット製作等 (※2)	1,751,472	売掛金	229,998
親会社の子会社	㈱NHKプロモーション	-	美術制作等	美術セット製作等 (※2)	211,001	売掛金	113,399
親会社の親会社の子会社	㈱NHKテクノロジーズ	-	自己株式の取得	自己株式の取得 (※3)	314,483	-	-
			株式の売却	株式の売却 (※4)	売買代金 240,845 売却益 235,570		
親会社の親会社の子会社	㈱NHKビジネスクリエイト	-	自己株式の取得	自己株式の取得 (※3)	469,683	-	-
			株式の売却	株式の売却 (※4)	売買代金 400,963 売却益 396,678		

(2) 取引条件及び取引条件の決定方針

※1 美術セット製作等については、日本放送協会からの受託業務として、同協会が定める「業務委託基準」に則り、「社会的に公正かつ妥当な」金額で実施しております。

※2 美術セット製作等については、当社より株式会社NHKエンタープライズ及び株式会社NHKプロモーションに提示した料金を基に市場価格及び総原価を勘案して、価格を決定しております。

※3 自己株式の取得については独立した第三者による株価評価書を勘案して、価格を決定しております。

※4 当社が保有する株式の一部を同社の自己株式取得に応じて譲渡したものであり、独立した第三者による株価評価書を勘案して、価格を決定しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額 15,580 円 88 銭

(2) 1株当たりの当期純利益金額 3,331 円 2 銭

10. 企業結合等に関する注記

共通支配下の取引等

当社は、2023年3月1日付で、当社の資産を、吸収分割(以下、「本会社分割」)により当社の親会社の株式会社NHKメディアホールディングスに承継しました。

1. 取引の概要

(1) 対象となった資産の内容

株式会社NHKエンタープライズ株式 154株
株式会社NHKエデュケーショナル株式 90株
株式会社NHKグローバルメディアサービス株式 172株
株式会社NHKプロモーション株式 9,000株

(2) 企業結合日

2023年3月1日

(3) 吸収分割の法的形式

当社を分割会社とし、株式会社NHKメディアホールディングスを吸収分割承継会社とする吸収分割です。

(4) 結合後企業の名称

株式会社NHKメディアホールディングス(当社の親会社)

(5) その他取引の概要に関する事項

当社、株式会社NHKエンタープライズ、株式会社NHKエデュケーショナル、株式会社NHKグローバルメディアサービス、及び株式会社NHKプロモーションは、日本放送協会により2022年12月1日に設立された株式会社NHKメディアホールディングスの子会社です。

株式会社NHKメディアホールディングスは、子会社の発行済株式の全てを保有するため、(1)に掲げる当社の資産を本会社分割により承継しました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

* 本計算書類中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2023年6月1日

株式会社NHKアート

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 江村羊奈子

監査意見

当監査法人は、株式会社NHKアートの2022年4月1日から2023年3月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、会社計算規則及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、会社計算規則及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、会社計算規則及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

私たち監査役は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第71期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監査役は、他の監査役と意思疎通及び情報の交換を図るほか、監査役間の協議により作成した監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

- ① 取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

さらに、会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項はありません。

- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないか否かかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2023年5月24日

株式会社 NHK アート

監査役 佐藤 祐司

監査役 本行 隆之